

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 2	補装具費支給制度への借受け導入に係る制度のあり方に関する研究
補助基準額	600万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法の3年後の見直しについて、社会保障審議会障害者部会において、議論・検討を重ね、平成27年12月14日付で障害者部会報告書がまとめられ、公表されている。</p> <p>補装具費支給制度については、上記報告書の今後の方向性の中で「購入を基本とする原則を堅持しつつ、成長に伴って短期間で取り替えなければならない障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とすること」とされたところである。</p> <p>その報告書を踏まえ、今般国会に提出された障害者総合支援法の改正案では、補装具費の支給において、購入並びに修理に加え、借受けに係る費用を支給対象とすることとし、また「補装具の借受けによることが適当である場合」に限ることとされている。</p> <p>平成30年4月の制度施行に向け、その制度設計において必要な、 借受けに係る基準額設定のあり方 改正法案に規定される「借受けが適当である場合」の特定並びに判断基準案の策定 障害児に対する借受けの手続き等の整理 等の課題について、今後のあり方に関する調査研究を行うものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討体制の整備 本研究を遂行するため、有識者等が参画した検討委員会を設置するものとする。 ・ 補装具費支給制度において新たに加えられる借受けにかかる基準額の設定について、介護保険制度における福祉用具貸与の運用実態等を参考としつつ、基準額設定のあり方について検討を行う。 ・ 改正法案の「補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合」の判断に資する基準等の検討を行う。また、実際の補装具費支給制度内の手続きの流れ等について、平成27年度の「補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた体制のあり方の検証等に関する研究」の成果をベースに検討し、必要な場合には、追加の検証等も含めて手続きの整理等の検討を行う。 ・ 障害児に対する借受けの手続きについて、市町村における補装具の支給実態の把握を行うと共に、適切な補装具判定のために関係機関が連携した体制構築等のあり方について検討を行う。
求める成果物	補装具費支給制度における適切な基準額設定、借受けにかかる判断に関する基準並びに障害児への補装具判定等の支援体制のあり方についてまとめた報告書
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 / 福祉用具専門官（内線3089）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 3	意思疎通が困難な者の支援ニーズに対する養成すべき支援者数の考え方に関する研究
補助基準額	500万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援が困難な者に対する支援手法は、障害特性に応じ、また同じ障害であってもその支援手法は状態等によって様々で、全国的に従事者数が足りているか不足しているのか現状を把握していない状況。 ・平成 27 年 12 月に取りまとめられた「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」(社会保障審議会障害者部会報告書)において、『地域のニーズに応じた人材養成や意思疎通支援のサービス提供に資するよう、各自治体において意思疎通支援事業の現状(利用者数、利用回数・時間等)に関する調査を行い、その結果を踏まえ、合理的配慮の進捗状況に留意しつつ、必要な意思疎通支援者を計画的に養成するとともに、提供すべきサービス量の目標を設定すべきである。』とされている。 ・一方で障害者差別解消法が施行されるなど、意思疎通支援が求められる機会、また、より専門性を求められる場面が増加することが予想されているところであり、利用者のニーズに対応した従事者の確保水準等について、調査研究を行う。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県、市町村が、次期障害福祉計画策定する際、参考となるニーズ調査手法及び調査結果の障害福祉計画への反映方法について明らかにするため、次のような事業を行う。 1) 既に登録されている支援者(EX 手話通訳士、手話通訳者(奉仕員)、要約筆記者、代読・代筆支援者など)の活動状況を把握すること。 管内にいる意思疎通が困難な障害者の把握に努め、障害者の支援ニーズと支援手法並びに支援者のマッチング状況を把握すること。 2) 上記の状況を把握する際、当事者団体や当事者、実施主体(自治体、支援団体等)に対し、グループ討議やアンケート調査、ヒアリングなど、適切な方法により聞き取りを行うこと。 3) 調査は、人口規模別、年齢別、地域別などを考慮した上で実施すること。 4) 以上を踏まえ、各障害種別ごとの様々な意思疎通支援手法に対応した支援者の必要確保数の設定の考え方について調査研究を行う。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県、市町村が次期障害福祉計画を策定する際に必要な、管内のニーズの調査手法や調査結果を踏まえた目標値の設定の考え方について明らかにしたガイドラインを作成する。 ・このガイドラインは、自治体が受け入れられるものであること。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 / 情報支援専門官 (内線 3079)

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 4	障害福祉サービスにおける意思疎通支援困難者に対するサービスの実態に関する研究
補助基準額	200万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者や盲ろう者をはじめ意思疎通が困難な者において、障害福祉サービスの利用が低調な状況にあるが、意思疎通が困難な者が必要としている障害福祉サービスは何かを整理し、当該サービスを利用したいが利用できない実態について、現行制度の趣旨・目的を踏まえ、サービス提供による効果等を検証するなど調査・分析を行い、課題を明らかにする必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通困難者の障害福祉サービスの利用意向について調査を行う。 調査は、未だ利用に至っていない者、現在、サービスを利用している者をはじめ、当事者団体や支援者など、関係者に幅広く行うこと。 ・利用が低調な原因について、調査・分析を行う。 その際、当事者や当事者団体、支援者のほか、サービス提供事業所、実施主体などからも意見を聴取すること。 ・意向調査や実施状況を把握したうえで、サービス利用の効果、課題等を整理する。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通が困難な者が必要としている障害福祉サービスは何かを整理し、当該サービスを利用したいが利用できない実態について整理したもの。 ・利用が低調な原因について調査・分析を行い、サービス利用の効果、課題等を整理したもの。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 / 情報支援専門官 (内線 3079)

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 5	障害者における支援機器の活用による生活の変化の実態把握と活用のための支援体制の在り方に関する調査研究
補助基準額	400万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（児を含む）の自立支援、社会参加を促す観点から、支援機器について補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業等により普及が図られてきた。 ・ 平成 22 年度からは障害者自立支援機器等開発促進事業を行い、ロボット技術や ICT など新たな技術等を開発に活かしつつ、障害者にとって使いやすい支援機器の開発や普及を促す取り組みを行っているところである。 ・ しかし、支援機器の活用による障害者の生活状況の変化については、その実態が客観的かつ体系的に把握されていないため、有用との声はあるものの、支援機器の活用による効果等のデータを示すことが難しい状況である。 ・ また、障害者が支援機器を長期にわたり活用する際には、身体状況や活用環境の変化に応じた選定・調整等のため継続的かつ専門的な相談・支援の体制が求められるが、その支援体制については各地域や自治体により実情が異なるため、現状の把握と整理が必要とされている。
想定される事業の手法・内容	<p>以下の 1) および 2) について実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 補装具や日常生活用具等障害者が用いる支援機器について、特に重度身体障害者における導入や活用による効果を、日常生活動作自立度や活動量、利用サービスの変化等客観的指標にてデータ収集し、分析を行う。 2) 更生相談所やリハビリテーションセンターなど専門機関や医療福祉機関とも連携して、支援機器の適切な使用を継続的に支援する管理体制について、全国複数の自治体（実施例）にて調査を行い、必要な機能や人材について現状の分析を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記について調査・分析を行う際、支援機器の普及に関する学識経験者や専門職、自治体関係者等で構成する検討委員会を設置し、医療機関から在宅への移行および地域生活を送る間に必要となる支援機器の導入、管理体制について、効果的なシステムの検討を行う。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に重度身体障害者における支援機器の活用による生活状況の変化を、全国複数の事例について客観的な指標にて収集分析して、整理検討を加えたもの。 ・ 支援機器の導入・使用を支援する体制について、全国の事例について収集し、必要となる機能や人材などについて整理して体制について検討したもの。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 / 福祉工学専門官（内線 3088）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 6	パソコン要約による情報アクセシビリティの向上に関する調査研究
補助基準額	300万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>意思疎通支援の一つであるパソコンによる要約筆記については、近年、難聴者や中途失聴者からのニーズの高まりにより、その取組が各地で進められているところであるが、担い手の養成について地域差がみられたり、サービスそのものが未だ提供できていない自治体も多く存在する。</p> <p>このため、パソコン要約筆記の実施方法の標準化と、パソコン要約筆記の担い手の養成のための標準プログラムを作成することが急務となっており、パソコン要約筆記の実施状況を把握するとともに、実態を踏まえ、その実施方法及び担い手の養成研修の標準化に向けた調査研究を実施し、難聴者等の情報アクセシビリティの向上に向けた施策につなげる必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>パソコン要約筆記の標準的な実施方法及び担い手の標準的な養成プログラムを策定するため、以下の手順で調査研究を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 調査研究委員会の設置 当事者、支援者、有識者等からなる調査研究委員会を設置し、パソコン要約筆記の円滑な実施に向けた課題を整理するとともに、本調査研究の進捗管理を行う。 2) パソコン要約筆記標準化作業委員会の開催 パソコン要約筆記の実態調査を踏まえ、全国共通の標準的な実施方法について検討し、標準モデルを策定する。また、実際に情報保障の現場において、策定した標準モデルが有効かどうか試行・検証を行う。 3) パソコン要約筆記標準養成プログラム検討委員会の開催 先進的な実施自治体の養成プログラムを調査し、全国展開が可能なパソコン要約筆記標準養成プログラムを検討、策定する。 4) 研究報告会の開催 上記、標準モデルと標準養成プログラムについて、全国規模の報告会を開催し、関係者から広く意見を求めることにより、その完成度を高める。
求める成果物	<p>難聴者や中途失聴者を対象としたパソコン要約筆記について、実施方法の標準モデルを策定するとともに、担い手の養成のための標準養成プログラムを策定する。</p> <p>さらに、これらの成果物について、自治体や関係団体を対象とした研究報告会を開催し、広く意見を求め、より精度の高いものとなるようにし、併せて、自治体等関係者にパソコン要約筆記について周知することにより、パソコン要約筆記の全国的な実施体制の展開につなげる。</p>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 / 情報・意志疎通支援係 (内線 3076)

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 7	地域活動支援センターや日中一時支援事業所等における農作業を活用した障害者の社会参加の有効性に関する調査研究
補助基準額	300万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	近年、就労支援事業所において、農業との連携により、工賃を引き上げる取組が進められているが、障害当事者が農作業に取り組むことによって、心身の健康増進や、地域との交流の促進によるまちづくりへの貢献など、様々な効果があることが報告されている。このため、就労支援だけではなく、広く社会参加の視点から、地域生活支援事業にメニュー事業である「地域活動支援センター」や「日中一時支援事業所」等における、地域と連携した農作業への取組についての課題と今後の方向性について、調査研究を実施するものである。
想定される事業の手法・内容	<p>地域活動支援センターや日中一時支援事業所等における日中活動プログラム、とりわけ農作業を採り入れている実態についてはデータがなく、農作業への取組を利用者に対するサービス内容の向上につなげていく観点から、次の事業を行う。</p> <p>1) 調査研究委員会の設置 事業者、自治体、有識者（農業関係シンクタンクからの構成員就任を必須とする。）等からなる調査研究委員会を設置し、地域活動支援センターや日中一時支援の事業を実施する事業所における農作業への取組について、既存の調査結果の分析や関係者からのヒアリング等による実態把握を進め、課題の整理を実施するとともに、本調査研究の進捗管理を行う。</p> <p>2) 地域活動支援センター等の日中活動に農作業を採り入れている先進事例の調査 実態把握により見出された先進事例について、現地調査を実施し、管理者や支援者らを対象とした聞き取りを行い、実施モデルの類型化を行う。</p> <p>3) 最適モデル作業委員会の設置 実態把握や現地調査等を踏まえ、農作業を日中活動に採り入れる場合の、利用者の高齢化による体力の低下や、人的支援体制や時間的な制約といった状況下における最適モデルについて検討を行い、提案をまとめる。</p> <p>4) 研究報告会の開催 広く関係者に呼びかけて研究報告会を開催し、上記の調査研究について意見を求め、最適モデルの提案についての完成度を高める。</p>
求める成果物	<p>地域活動支援センターや日中一時支援事業所等における農作業の取組の実態について把握し、課題を明らかにした調査結果をとりまとめる。</p> <p>また、日中活動に農作業を採り入れている先進事例の実態調査も踏まえ、実施モデルの類型化と最適モデルの提案をまとめる。</p> <p>さらに、研究報告会を開催することにより、地域活動支援センター等が、地域と連携し農作業へ積極的に取組んで行くよう、広く議論を進める契機とする。</p>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 / 地域生活支援係（内線 3077）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 8	親亡き後の障害者の自立生活のための民間資金を活用した共済等相互扶助の在り方に関する調査研究
補助基準額	300万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者の高齢化とその介護を担う親の高齢化が、近年、高齢障害者問題として大きくクローズアップされており、障害者総合支援法の付帯決議においても、「障害児・者の地域生活をさらに推進する観点から、(略)地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと」とされたところである。</p> <p>これまで、「親亡き後」の障害当事者の経済的な自立を助長するために、国において、扶養共済制度を実施するとともに、関係団体においては、各種互助制度の取組が進められているが、昨今の厳しい運用環境の下では、資産の大きな造成は極めて困難であり、各種互助制度についても、募集の範囲が限定的であること等から、必ずしも財務内容が健全ではない場合も多く、長期的な視点に立った相互扶助制度の在り方を検討することが急務となっている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>各団体が実施する相互扶助制度について、課題を明らかにし、健全な財務内容に向けた取組が進められるよう、以下の事業を実施する。</p> <p>1) 調査研究委員会の設置 障害当事者の親、支援者、有識者等からなる調査研究委員会を設置し、各団体が実施している相互扶助制度の実態調査を行い、課題を明らかにするとともに、本調査研究全体の進捗管理を行う。</p> <p>2) 実施団体からのヒアリングの実施 現在、相互扶助制度を実施している各団体からヒアリングを行い、財務内容や今後の運用の見通し、課題について実態を把握する。</p> <p>3) 相互扶助システム作業委員会の開催 各団体の相互扶助制度の実態を踏まえ、生損保会社等の協力を得て、専門的・技術的な視点から問題点を明らかにするとともに、今後、どのような対応策が考えられるのか検討を行い、新たな相互扶助システムについての提言案をまとめる。</p> <p>4) 研究報告会の開催 広く関係者に呼びかけ、相互扶助制度について、より安定したものとするための議論の機会を設けるとともに、新たな相互扶助システムの提言について意見を求める。</p>
求める成果物	<p>関係団体が実施している各種互助制度の実態を調査し、障害当事者の親亡き後の経済的自立の助長のための新たな相互扶助システムについての提言をまとめる。</p> <p>さらに、研究報告会を開催し、この提言等を基に、より安定した相互扶助制度の構築に向けた議論につなげていく。</p>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 / 予算係 (内線 3075)

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 9	指定一般相談支援事業所（地域相談支援）と精神科病院の職員が協働して地域移行に向けた支援を行うための研修カリキュラム及びガイドライン等の開発
補助基準額	400万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法施行3年後の見直しでは、「精神障害者の地域移行・地域生活の支援を進めるためには、精神障害の特性が地域において正しく理解される必要がある。このため、住民と医療・保健・福祉の関係者が精神障害者に対する理解を深めるとともに、支援に向けた連携体制を構築する必要がある。あわせて、相談機能の強化や人材育成が重要である」との現状・課題を踏まえ、「住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者を含め、医療と福祉の双方を含む様々な関係者が情報共有や連携体制を構築する場として、市町村に精神障害者の地域移行や地域定着を推進するための協議の場の設置を促進するとともに、都道府県・保健所・市町村が適切かつ重層的な役割分担をしながら協働して取り組むための体制を構築すべき」であり、「精神障害者の特性とそれに応じた適切な対応方法について、研修の標準化や実地研修の活用など、必要な知識・技術を持った福祉に携わる人材の育成を推進すべきである」と、今後の方針が取りまとめられたところである。</p> <p>障害者の地域移行を推進するためには、市町村または圏域（以下、市町村等）を単位にした、医療・保健・介護・福祉等多分野にまたがる幅広くかつ緊密な連携が必要である。本事業では、上記の取りまとめを受け、指定一般相談支援事業者及び精神科病院の職員を対象に、両者の連携を図ると共に地域移行の推進を担う人材を養成するための研修カリキュラムと、効果的な地域移行支援と市町村等における連携体制の構築を目的とした地域移行推進ガイドラインを作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害及び介護の福祉従事者、医療関係者、行政担当者、精神障害当事者、家族等で構成される検討委員会を設置し、事業の検討及び実施状況の客観性や妥当性について適宜評価や助言を得ながら、以下の事業を行う。</p> <p>指定一般相談支援事業者及び精神科病院等の職員、行政の地域移行担当者等で構成される作業部会を設置し、地域移行を推進するために必要な知識、支援方法、連携のあり方、協議会の活用方法等を明らかにして、研修カリキュラムとそのテキスト、及び地域移行推進ガイドラインを作成する。</p> <p>特定の市町村等において、作成した研修カリキュラムによる研修会と地域移行推進ガイドラインに沿った支援を試行して検証し、必要な修正を加えて完成させることとする。</p> <p>なお、この市町村等とは、「地域移行機能強化病床」における医療と福祉の連携のあり方も提示できるように、「地域移行機能強化病床」を申請する精神科病院があることが望ましい。</p>
求める成果物	<p>指定一般相談支援事業者及び精神科病院等の職員を対象とした、両者の連携と地域移行に関する諸制度の理解を目的とした研修カリキュラム及びそのテキスト</p> <p>効果的な地域移行支援及び市町村等における連携体制の構築を目的とした地域移行推進ガイドライン</p> <p>研修カリキュラムとガイドラインのモデル実施とその検証に関する報告書</p>
担当課室/担当者	障害福祉課 / 障害福祉専門官（精神障害担当）（内線 3040）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 10	保育所等訪問支援の効果的な実施等に関する調査研究
補助基準額	300万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るためには、保育所や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策において障害児の受入れ（併行利用を含む）ができるよう、保育所等訪問支援などを活用した障害児通所支援からの専門的なバックアップを行うことが重要となっている。</p> <p>このため、保育所等訪問支援の効果的な実施や、障害児通所支援と子ども・子育て支援の併行利用を促進するための支援方策について調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（１）保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書の作成</p> <p>保育所等訪問支援の実施事業所や訪問先へのヒアリング調査等を行い、支援にあたっての課題や問題点を抽出・分析を行い、効果的な実施を行うための検討を行う。この結果を踏まえ、保育所、放課後児童クラブ、小学校、特別支援学校などへの訪問支援ごとに、訪問先との連携した支援方法や具体的な支援内容等をまとめた手引書を作成する。</p> <p>（２）障害児通所支援と子ども・子育て支援の併行利用を促進するための支援方策についての報告書の作成</p> <p>児童発達支援と保育所の併行利用や、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの併行利用について、市町村や事業所へのヒアリング調査等により課題や問題点を抽出・分析し、併行利用促進に向けた検討を行う。その結果を踏まえ、障害児通所支援と子ども・子育て支援の連携した支援方策について報告書をまとめる。</p>
求める成果物	<p>（１）保育所、放課後児童クラブ、小学校、特別支援学校などへの訪問支援ごとに、訪問先との連携した支援方法や具体的な支援内容等をまとめた保育所等訪問支援の実施手引書を作成</p> <p>（２）障害児通所支援と子ども・子育て支援の併行利用を促進するための支援方策についての報告書を作成</p>
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 / 障害児支援専門官（内線 3048）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 11	農福連携推進事業等の効果等に関する調査研究
補助基準額	300万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省において、平成 28 年度から「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト（農福連携推進事業・農福連携マルシェ開催事業）」を開始する。農業に取り組む就労継続支援事業所において高工賃を実現している例もあるが、具体的な実態は把握できていない。 ・ 就労継続支援事業所における農業分野での就労支援、工賃向上、農業の支え手の拡大等、農福連携について上記プロジェクトの実施状況をとおして農福連携の実態を把握する。 ・ また、農業の 6 次産業化の市場規模の拡大が目指されていることから、就労継続支援事業所における 6 次産業化の効果を把握する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の就労継続支援 B 型事業所に対してアンケート調査（1,000 所以上の回収を目指す）を行い、同事業所における作業内容や農業への取組状況、生産品目等を調査する。 ・ 上記プロジェクトの農福連携推進事業及び農福連携マルシェ開催事業に係る就労系福祉サービス事業所等の生産品目、売上高、工賃実績、利用者の職務等の実態や事業所、利用者及び地域への影響を把握する。 ・ 上記プロジェクトの実施状況の把握、普及啓発や工賃向上効果、課題等の分析を行う。
求める成果物	<p>以下の内容を取りまとめた報告書等を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記内容を把握、分析、取りまとめ、今後、農業や 6 次産業化により職域拡大や工賃向上に取り組む就労継続支援事業所等に対する情報提供を行うことができるもの。 ・ マルシェ開催の効果を把握し、各都道府県におけるマルシェ開催の参考となるもの。 ・ 6 次産業化の市場規模の拡大に対する寄与度を把握するとともに、さらなる 6 次産業化の推進に向けた支援策を検討することに資するもの。
担当課室/担当者	障害福祉課 / 就労支援係（内線 3018）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 12	障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査研究事業
補助基準額	250万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法に規定する協議会の市区町村格差や一部形骸化がささやかれる一方で、協議会を通じて障害福祉サービスによらないインフォーマルサービス等の活用、開発・改善がすすんでいる。こうした取組は障害のみにかかわらず、地域支援や地域のインクルージョンを推し進めることにもつながるものである。これら、地域の実践を集約すると共に、そうした取組の整理・分析を図り、方法論を含めた情報発信をすることで、協議会の底上げ及び地域の活性化を図る。また、同時に、協議会の活動を把握する中で、総合支援法の3年後の見直しにある、高齢の障害者に対する支援の在り方における、協議会と地域ケア会議及び基幹相談支援センターと地域包括支援センターとの連携・推進状況などについても一部把握するものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>できる限り効果的・効率的に調査研究が実施できるよう厚生労働省担当課室と協力体制のもとで実施する。</p> <p>（一次調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体等へのアンケート・スクリーニング ・相談支援従事者指導者養成研修受講者等へのアンケート調査 ・都道府県の相談支援専門員協会等へのアンケート調査 等 <p>（二次調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の進んでいる自治体・協議会・基幹相談支援センター等へのアンケート調査及びヒアリング（選択） ・情報を整理・分析し考察を加え報告書としての取りまとめ ・情報発信、講習会等での活用を図る。
求める成果物	<p>協議会は地域の核であり、協議会の活性化は地域の障害者福祉の支えとなる。実践情報を把握し整理・分析すること情報発信をはかり、それら実践のノウハウ等について都道府県単位への展開をはかることは、協議会の活性化と地域のインフォーマルサービス等の活用を図ることにつながる。また、アドバイザー等の材料とし地域実践やアドバイス等に活かすとともに、結果として障害に限らず、一億総活躍や財源によらない地域力の推進の実践にげていくことが可能となる。</p> <p>進んでいる地域・自治体・協議会等について整理・分析・考察を加えた報告書の作成 講演・研修会等での情報発信教材作成・実施（例：相談支援従事者指導者養成研修・都道府県研修、厚労省市町村セミナー、全国自立支援協議会セミナー等、専門コース別研修等）</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 / 相談支援係（内線3043）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 13	サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業
補助基準額	350万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>サービス管理責任者等が障害福祉サービス提供の核となる存在として期待され配置されるようになり10年が経過する。しかし、実践現場においては、サービス等利用計画と個別支援計画の関係を含めサービス管理責任者として期待されている役割が十分に発揮されているかどうか、現場の業務実態の把握はされてきていない。</p> <p>業務実態を明らかにすることにより、現状の持つ課題を明らかにし、今後のサービス管理責任者等の実践に役立てるため。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>サービス管理責任者等について、実際の障害福祉サービス提供現場における業務実態や経験年数等による具体的に求められる役割等と取組内容の差異等の把握、抱えている課題や不安等を含め、求められるサービス管理責任者等の役割がどのように実践され、サービスへの影響がどのようになっているのか、アンケート及びヒアリング調査を実施し調査研究を行う。(サービス管理責任者等の業務内容例： 個別支援計画の作成に関する業務、利用者に対するアセスメント、利用者との面接、個別支援計画作成に係る会議の運営、利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付、個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)、定期的なモニタリング結果の記録、個別支援計画の変更(修正)、支援内容に関連する関係機関との連絡調整、サービス提供職員に対する技術的な指導と助言、自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助)</p>
求める成果物	<p>サービス管理責任者等の業務実態や実践サービスとの関係性、具体的に求められる役割等との差異など調査研究によりあきらかにされた課題等について、サービス管理責任者等の個別的な部分とその他を整理・分析し報告書にまとめる。</p> <p>研修や育成に関する事項(養成研修等へ盛り込むべき内容・年数等々)、障害福祉サービスの運営基準や評価基準等に関する事項、その他等に整理をし、今後のサービス管理責任者等の育成に活かすとともに、福祉サービス全体の質の確保及び福祉人材の質の向上につなげる。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 / 相談支援係 (内線 3043)

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 14	発達障害者支援における専門性確保のための実地研修に関する調査
補助基準額	150万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>発達障害の早期発見に関する取り組みが進められるに従い、障害児支援や障害福祉サービスの対象者のみでなく支援を行う職員数も増加しており、専門的な技術を身につけた職員の確保が課題となっている。</p> <p>このような状況の中、発達障害者支援に関する講義形式の研修の提供は数多く行われているが、講義で学んだ知識や技術を実際に活用して現場で評価や支援を行うための実地研修の機会は少ない。また、一部の団体の自主的な取組として行われているが、その研修内容の妥当性、実地研修受講者を送り出す職場や受け入れる職場の人手の問題、研修後のフォローアップなど様々な点について十分な検討がされていない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえ、発達障害者支援に関する実地研修の実践例を収集・分析を行い、望ましい今後の実地研修のあり方について検討するための基礎的な資料を得ることが必要となっている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>先行実践例の調査、分析 全国の自治体（都道府県、指定都市）、発達障害者支援に関する関係団体を対象とした「発達障害に関する実地研修」を行っている実践事例の調査を行う。</p> <p>* 実地研修の内容は、発達障害全体を対象とすること。 * 研修内容、日程や会場等の運営、研修後のフォローアップ等について把握すること。</p> <p>望ましい実地研修のあり方について関係者の意見収集、分析 実地研修に関するニーズ、適切な内容、運営面での工夫等について、関係する団体、機関等に広く意見を聴取・分析を行う。</p> <p>* 意見の分析については、特定の団体、学会の意見に偏らないようにすること。</p>
求める成果物	<p>先行実践例の調査報告書 実地研修のあり方に関する関係者の意見に関する報告書</p>
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 / 発達障害者支援係（内線 3 1 4 4）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 15	発達障害の当事者同士の活動支援のあり方に関する調査
補助基準額	100万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>発達障害者の支援ニーズについて、親の会が当事者の代弁をする形で従来から発信が行われていることが多かったが、近年は発達障害当事者自身が講演や著作等の様々な機会を通して発信するようになってきている。また、医療や障害福祉等のサービスの場で知り合った当事者同士が、自主的に当事者どうしが相互に支え合う活動が各地で行われるようになってきている。</p> <p>しかし、発達障害当事者の意見が全体的な意見ではなく個別性が高いことや、当事者同士の活動の運営が円滑には行かない事例が有ることなどの点について、発達障害の支援に携わる行政機関の担当者や相談機関の職員が、どのように当事者同士の活動を支援することができるかという観点から、その内容や方法についてまとめた調査は少ない。</p> <p>このような状況を踏まえ、発達障害当事者同士の活動の支援に関する実践事例を収集・分析を行い、望ましい今後の当事者活動支援のあり方について検討するための基礎的な資料を得ることが必要となっている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>先行実践例の調査、分析 全国の自治体（都道府県、指定都市）、発達障害者支援に関する関係団体を対象とした「発達障害当事者活動支援」を行っている実践事例の調査を行う。</p> <p>* 「当事者」の範囲は、発達障害全体とすること。 * 支援内容、頻度・方法、課題等について把握すること。</p> <p>望ましい当事者支援のあり方についての関係者の意見収集、分析 当事者支援に関するニーズ、適切な内容、運営面での工夫等について、関係する団体、学会等に広く意見を聴取・分析を行う。</p> <p>* 意見の分析については、特定の団体、学会の意見に偏らないようにすること</p>
求める成果物	<p>先行実践例の調査報告書 当事者活動支援のあり方に関する関係者の意見に関する報告書</p>
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 / 発達障害者支援係（内線 3 1 4 4）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 16	視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究
補助基準額	400万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者が自立、社会参加するためには、歩行訓練が必要と考えるが、歩行訓練が受けられる障害福祉サービスである自立訓練（機能訓練）については、事業所数・利用者数が低調な状況にある。 ・当事者団体や事業所等からは、視覚障害者向けの機能訓練事業所（歩行訓練を行う事業所）が広まらない理由として、 <ul style="list-style-type: none"> 現行の報酬設定が通所型で複数の歩行訓練利用者を受け入れるために十分なものとなっていないこと、 人員基準として看護職員を常勤1人以上必置とされていること など、視覚障害者の歩行訓練に必要な実情と合っておらず、経営的にも難しいとの意見がある。 ・一方で近年、十分な歩行訓練を受けていなかった視覚障害者が交通事故に巻き込まれるといった報道がなされるなど、歩行訓練の必要性があらためて認識されている。 ・視覚障害者に対する歩行訓練を行う機能訓練事業所の実態について調査・分析を行い、現行の報酬体系や人員基準の課題を明らかにする必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の機能訓練事業所のうち、視覚障害者への専門的訓練を行っている事業所について、実際に行われている訓練の状況や事業所の経営実態について調査を行う。 ・視覚障害者に対する歩行訓練を行う機能訓練事業所について、介護保険制度の通所リハビリテーションとの棲み分けを整理しつつ、障害福祉サービスとして求められる訓練内容・手法、訓練に係る時間、人材、人員配置などについて、調査・分析を行う。 ・上記の状況について調査・分析を行う際、当事者団体や当事者、実施主体（自治体、事業所、支援団体）、学識経験者等で構成する検討委員会を設置する。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用に繋がる前の視覚障害者の地域における生活実態、障害福祉サービスとして求められる機能訓練の内容、サービス提供事業所の運営、利用対象者像、利用後の生活実態等について整理したもの。 ・現行制度において改善が必要な点がある場合は、その必要性が分かるエビデンスを整理したうえで、改善方法について検討したもの。
担当課室/担当者	<p>企画課自立支援振興室 / 情報支援専門官（内線3079）</p> <p>障害福祉課 / 障害福祉専門官（内線3089）</p>

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 17	失語症者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究
補助基準額	200万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・失語症の者は、継続した機能訓練が十分に受けられないため、社会復帰や社会参加をあきらめ自宅に引きこもりがちとなるなか、失語症の者に対し機能訓練を行う障害福祉サービスである自立訓練（機能訓練）の利用実態は、事業所数・利用者数ともに低調な状況にある。 ・当事者団体等からは、失語症者向けの機能訓練事業所が広まらない理由として、報酬設定や人員基準が失語症者に対する機能訓練の実態と合っておらず、経営的にも難しいとの意見がある。 ・このため、失語症者に対する機能訓練を行う事業所について調査・分析し、現行の報酬体系や人員基準の課題を明らかにする必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の機能訓練事業所のうち、失語症者への専門的訓練を行っている事業所について、実際に行われている訓練の状況や事業所の経営実態について調査を行う。 ・失語症者に対する支援体制（機能訓練事業所）について、介護保険制度の通所リハビリテーションとの棲み分けを整理しつつ、障害福祉サービスとして求められる訓練内容・手法、訓練に係る時間、人材、人員配置などについて、調査・分析を行う。 ・上記の状況について調査・分析を行う際、当事者団体や当事者、実施主体（自治体、事業所、支援団体）、学識経験者等で構成する検討委員会を設置する。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用に繋がる前の失語症者の地域における生活実態、障害福祉サービスとして求められる機能訓練の内容、サービス提供事業所の運営、利用対象者像、利用後の生活実態等について整理したもの。 ・現行制度において改善が必要な点がある場合は、その必要性が分かるエビデンスを整理したうえで、改善方法について検討したもの。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 / 情報支援専門官（内線 3079） 障害福祉課 / 障害福祉専門官（内線 3089）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 18	成年後見制度の理解促進及び適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修の開発及び、法人後見における利益相反に関する研究
補助基準額	200万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法施行 3 年後の見直しにおける課題の一つである「成年後見制度の利用促進の在り方」について、報告書の中では、「『親亡き後』への備えも含め、障害者の親族等を対象とし、成年後見制度利用の理解促進（例えば、支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録の活用）や、個々の必要性に応じた適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修を実施すべきである。」とされた。</p> <p>また、成年後見制度における法人後見の体制整備を進めるために、障害福祉サービスを提供している法人が、法人後見の受任を可能とするための要件について整理する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者等で構成された検討委員会を設置し、障害者の親族等を対象とした、成年後見制度の理解を促進し、適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修プログラムと研修で使用する資料及び支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等のモデル的な記録様式の検討と開発。</p> <p>障害福祉サービスを提供している法人が法人後見を実施する場合の要件に関する先行研究等の文献調査や、該当する法人への調査等に基づく要件の整理。</p>
求める成果物	<p>市町村地域生活支援事業の「成年後見制度普及及び啓発」等を活用した、障害者の親族等を対象にした成年後見制度の利用促進や適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修会で活用する研修プログラム及び研修資料、モデル的な記録様式。</p> <p>障害福祉サービスを提供している法人が法人後見を実施する場合の要件に関する先行研究等の文献調査や、該当する法人への調査を通じて整理した要件に関する報告書。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 / 障害福祉専門官（知的障害担当）(内線 3040)

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 19	障害者の一人暮らしを支えるための支援の実態把握に関する調査研究
補助基準額	200万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法 3 年後の見直し報告書では、今後の取組として、知的障害者や精神障害者（発達障害含む）などの一人暮らしを定期的な訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置づけるべきであることが示された。</p> <p>このため、今後このサービスを具体的に制度化すべく、既存の類似事業における支援内容や提供頻度等について実態把握をし、検討を進めるにあたっての基礎資料を得ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者等で構成された検討委員会を設置し、以下の内容について調査手法等を検討し考察を加える。</p> <p>障害者の一人暮らしや一人暮らしに向けた支援を行っている取り組みとして、 「知的障害者や精神障害者（発達障害者を含む。）などの一人暮らしを定期的な訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス」と類似の支援を行っている自治体の取り組みや、 共同生活援助のサテライト型住居における支援 について、自治体や事業所に対するアンケート調査やヒヤリング調査等を通じてその実態を把握する。</p>
求める成果物	<p>上記の調査結果を踏まえ、利用者に対するサービスの内容、提供頻度、職員体制、サービス提供している職員のキャリア等の内容を含んだ報告書を取りまとめる。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 / 障害福祉専門官（知的障害担当）（内線 3040）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 20	長期入院精神障害者の地域移行に向けた病院の構造改革の推進に関する研究
補助基準額	500万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成26年7月に取りまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」においては、</p> <p>急性期等と比べ入院医療の必要性が低い精神障害者については、病院スタッフからの働きかけの促進、外部の支援者等との関わり確保、地域移行後の生活準備に向けた支援等を通じ、本人に対する退院に向けた支援を行う</p> <p>こうした精神障害者が入院する病床において、居住の場の確保や地域生活を支えるサービスの確保等を通じた地域移行支援を徹底して実施することにより、病床が適正化され、将来的に削減されることとなる</p> <p>病床の適正化により将来的に不必要となる建物設備や、医療法人等が保有する敷地等の病院資源は、精神科救急・急性期・回復期、重度かつ慢性の入院機能、外来・デイケア・アウトリーチ等の機能又はその他の地域生活を支えるための医療の充実、地域生活支援や段階的な地域移行のために向けられる</p> <p>といった方向性が示されたところ。</p> <p>平成28年度診療報酬改定では、上記及び を踏まえ、重点的な退院支援と精神病床数の適正化に取り組む精神病棟に関する評価（地域移行機能強化病棟入院料）が新設された。</p> <p>今後、上記 にある精神科病院の構造改革を実現するためには、精神病床数の適正化に取り組む精神科病院に対し、地域の実情を考慮しながら人的資源を含めた医療資源の効果的な活用を図る具体的方策を示すことが重要である。</p> <p>本研究課題においては、地域移行機能強化病棟入院料を算定する意欲のある精神科病院の戦略の評価を行い、精神科病院が中長期的視点で構造改革を進める上での基本的プロセスを明らかにすることを目指す。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 地域移行機能強化病棟入院料を算定する意欲のある病院管理者と相談支援事業者を集めたワーキンググループを複数設置し、複数回のグループワークを通じて、それぞれの病院における地域移行及び病院の構造改革に関する中長期的戦略を作成する。</p> <p>(2) 医療関係者、相談支援事業者、ピアサポーター、弁護士、有識者等で構成される検討委員会を設置し、個別の戦略の評価を行いつつ、地域移行及び病院の構造改革に関する中長期的戦略策定ガイドラインを作成する。</p> <p>(3) 全国の病院管理者及び相談支援事業者を集めたシンポジウムを開催し、地域移行及び病院の構造改革に関する中長期的戦略の具体的好事例の周知を図る。</p>

求める成果物	<ul style="list-style-type: none">・ 地域移行及び病院の構造改革に関する中長期的戦略策定ガイドラインの作成・ 地域移行及び病院の構造改革の具体的好事例を周知するためのシンポジウムの開催・ 法人のホームページにおける成果物（中長期的戦略策定ガイドライン及びシンポジウム資料等を含む）の公表による病院の構造改革に関する中長期的戦略策定ノウハウの全国への普及
担当課室/担当者	精神・障害保健課/地域移行支援専門官（内線 3 0 2 7）

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 21	精神科救急体制の実態把握及び措置入院・移送の地域差の要因分析に関する調査研究
補助基準額	450万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 24 年 4 月 1 日に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行され、都道府県の救急医療体制整備の努力義務が規定された。法の施行に当たり開催された「精神科救急医療体制に関する検討会」の報告書では、各都道府県が整備すべき精神科救急医療体制の基本的な考え方や対応策等について取りまとめた。その具体的な内容や、都道府県、精神科医療機関等の役割等について平成 24 年 3 月 30 日に精神科救急医療体制の整備に関する指針を示し、各都道府県において精神科救急医療体制整備事業を積極的に活用するなど、精神科救急医療体制の整備を求めている。</p> <p>一方で、精神科救急医療体制については、各都道府県において、体制整備が行われ、その具体的取組内容を十分に共有できていない。それぞれの地域の実情を踏まえた効果的かつ効率的な事業展開を図ることが求められていることから、詳細な実態把握を行い、課題と解決策を抽出し、各都道府県において活用出来るガイドラインを作成する必要がある。</p> <p>また、精神科救急における措置入院、医療保護入院に係る移送については、運用に地域差があることから、その要因を分析し、改善策を提案する必要がある。精神科救急医療体制の整備状況との関係性についても検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者、医療関係者（身体救急を含む）、患者家族、相談支援事業者の専門家等で構成される検討委員会を設置し、各都道府県で行われている精神科救急医療体制の整備状況や措置入院、医療保護入院に係る移送についての調査及び整備状況の妥当性について評価や助言を得ながら、精神科救急医療体制整備事業の今後の執行や事業内容の検討に資する以下の事業を行う。</p> <p>（ 1 ） 自治体における、精神科救急医療体制の好事例の収集</p> <p>（ 2 ） 都道府県毎の精神科救急医療体制（身体合併症対応を含む）の整備状況の実態把握と共通の尺度に基づく都道府県毎の精神科救急医療体制の評価</p> <p>（ 3 ） 措置入院、医療保護入院移送の地域差の実態の把握と要因分析</p> <p>（ 4 ） 地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備するためのガイドラインの作成</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通の尺度に基づく都道府県毎の精神科救急医療体制の評価結果 ・ 都道府県等で精神科救急医療体制整備を行うための効果的な取組に関する事例集 ・ 精神科救急医療体制の整備に向けたガイドライン ・ 法人のホームページにおける成果物の公表による全国への普及
担当課室/担当者	<p>精神・障害保健課 / 心の健康づくり対策官（内線 3 1 4 7） 精神医療係（内線 3 0 5 8）</p>

**平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 22	地域における精神障害者に対する国民の理解の深化及び家族支援の方策に関する研究
補助基準額	300万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 16 年の精神保険医療福祉の改革ビジョンでは、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるために、国民の理解の深化、精神医療の改革、地域生活の支援の強化という3つの柱を掲げた。精神疾患や精神障害者に対する国民の理解を深めるために、各地域においてはピアサポートの普及を含め様々な取組がなされているが、その取組についての実態把握や評価は十分になされていない。そこで、各地域における精神障害者に対する理解の深化のための取組の実態を把握するとともに、医療の現場や地域における家族支援の実態を把握し、好事例の収集・分析を行い国民の理解を深める効果的な取組や家族支援の充実を推進することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者、医療関係者、相談支援事業者、精神保健福祉相談員、精神障害当事者、家族等、ピアサポーターで構成される検討委員会を設置し、各地域における精神障害者に対する理解の深化のための取組や家族支援の実態について評価や助言を得ながら、以下の事業を行う。</p> <p>(1) 精神障害者に対する理解の深化のための取組や家族支援を行っている団体等が集まる場を設け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の発表（取組内容、取組による成果、家族支援を行う上での困難、不足していると感じるサポート等） ・取組に対する意見交換や評価 <p>(2) 医療の現場及び地域で活用可能な家族支援の手引きの作成とその評価</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者に対する理解の深化のための取組に関する事例集 ・医療の現場や地域における家族支援の取組に関する事例集 ・家族支援を行うために必要な支援等に対する提言 ・医療の現場及び地域で活用可能な家族支援の手引きの作成 ・法人のホームページにおける成果物の公表による全国への普及
担当課室/担当者	<p>精神・障害保健課 / 心の健康づくり対策官(内線 3 1 4 7) 心の健康係 (内線 3 0 6 9)</p>